

第14回 福島県農地・水・環境保全向上対策第三者委員会

事務局

ただ今より、「福島県農地・水・環境保全向上対策第三者委員会」第14回委員会を開催させていただきます。

本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日の司会進行を務めさせていただきます農村振興課の根本と申します。よろしくお願いいたします。

はじめに、森口農村振興課長からごあいさつを申し上げます。

森口課長

第14回第三者委員会の開催にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

皆様にはお忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。

また日頃より、本県の農業振興と農村の活性化に御尽力をいただき、重ねて御礼申し上げます。

東日本大震災から4年が過ぎ、少しずつではありますが、復興に向けた明るいニュースが多くなってきており、3月1日に全線開通した常磐自動車道は、東日本大震災からの復興・再生のために、その効果が最大限に発揮できることと期待されております。

しかし、震災や原発事故により、いまだに避難生活を余儀なくされている県民も多くおります。県といたしましては、引き続き多くの課題に積極的に取り組み、復興を進めてまいります。

さて、昨年6月に法制化されました「日本型直接支払制度」が、4月1日から施行されるにあたり、多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金及び環境保全型農業直接支払の三支払ごとに、法制化に基づく要綱改正の手続きなどが行われており、県、市町村等は4月からの各種計画の準備を進めています。

多面的機能支払交付金は、今年度から事業制度の組み替え・拡充されたことから、県は6月から12月にかけて市町村、土地改良区及びJA等へ働きかけを行いました。

その結果、従来40市町村での事業取組が52市町村へ、新規取組面積が約11,300ヘクタールの増加となりました。

事務局

本日は、多面的機能支払交付金としてスタートした平成26年度を取組状況と平成27年度を取組予定について、「日本型直接支払制度の基本指針などの各種計画」を御説明させていただきます。

皆様には、本交付金の執行状況について点検していただくとともに、活動組織の取組に対する評価及び助言等をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

多面的機能支払の取組と本県農業・農村の活性化に向け活発な御議論を頂きますようお願い申し上げまして、あいさつといたします。

つづいて、私の方から本日ご出席いただいております委員の皆様をご紹介します。

第三者委員会の塩谷弘康委員長でございます。

次に、佐藤和子委員でございます。

次に、懸田弘訓委員でございます。

次に、河嶋耕委員でございます。

次に、菊地ミドリ委員でございます。

次に、進士徹委員でございます。

次に、田代かよ子委員でございます。

以上、7名の委員全員のご出席をいただいております。過半数を超える委員の皆様のご出席をいただいておりますので、本委員会設置要綱第5条第1項の規定により、本日の委員会は成立しております。

続きまして、県の職員をご紹介します。  
森口農村振興課長です。

次に、本日の議事に26年度を取組状況等の報告がありますので、地域協議会を参考（オブザーバ）として、出席させております。県土連の渡辺部長と鈴木室長です。

それでは、本委員会設置要綱第5条第2項に「委員会の座長は委員

	<p>長を充てる」とされておりますので、これより座長を塩谷委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。</p>
塩谷委員長	<p>それでは、報告事項（１）第13回第三者委員会の現地調査について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局の高野と申します。よろしくお願いいたします。  それでは、私から説明させていただきます。</p> <p>まず、資料1をお開きください。説明する前に、前回の現地調査及び意見交換会に委員の皆様、全員ご出席いただきまして、誠にありがとうございました。今回、事務局としまして、その時の概要をまとめましたので報告させていただきます。</p> <p>まず、田部環境保全会についてです。  田部環境保全会の現地調査等については、平成26年10月20日に実施しました。</p> <p>田部環境保全会の協定農用地面積は、71ヘクタールとなっており、取り組み活動としては、水路、農道等の草刈り、泥上げ、田部堰及び用水路の保全管理、景観形成のための植栽活動等が行われておりました。また、現地調査では多面的機能支払の活動のほかに、息子さんが地元に戻って新規就農し、トマトジュースなど6次産業化に取り組んで、地域の活性化に貢献している、農産物加工施設についても現地調査を実施しました。</p> <p>調査内容としましては、田部集落は、農家と新規居住者がおおむね半々となっており、農家・非農家、年配の人・若い人のコミュニケーションが図られ、地元がまとまっている集落でした。また、新規居住者の方たちは、通常草刈りなどの共同活動、祭事等には加わらない傾向があるのですが、田部集落では新規居住者、非農家の方たちなどが積極的に取り組んでいる姿がありました。</p> <p>しかし、本集落でも高齢化が進んでおり、将来を担う農家がないなど、将来を見据えた取り組みを考えていく必要がありました。この南会津町全体ですが、高齢化により多面的機能の事務負担だけではなく、活動自体が困難である集落も出てきているなどの実態が見えてきました。</p> <p>それらを踏まえた意見交換会の中では、①地域の活性化には地域のリーダーを育てていくことが重要である、②非農家の人たちも含め活動に取り組むことにより、地域にまとまりができる、③集落機能が低下している集落は、組織の広域化等により、共助による体制づくりも必要になってくる、などの意見が出されました。</p>

引き続き2ページをお開きください。

にしあいづ水・土・里環境委員会の現地調査についてです。

こちらについては、平成26年10月21日に実施しました。

にしあいづ水・土・里環境委員会は、協定農用地面積が1,007ヘクタールとなっており、取り組み活動としては、水路、農道等の草刈り、泥上げ、景観形成のための植栽活動、農道のコンクリート舗装など、施設の長寿命化の活動が行われておりました。

また、本組織は広域活動組織として多面的機能支払に取り組んでおりました。

調査内容としましては、広域活動組織として、事務局が、基本事業である「基礎的保全活動」と、施設の長寿命化などの「重点事業」に分けて活動に取り組んでいました。また、SL撮影会と植栽活動をコラボさせまして、SLと織りなす風景を意識し、コスモスなどを植栽したり、SL撮影会の方からイベント時に写真の提供を受けるなど、地域外の人たちとの交流も図られていました。また、小学生が参加して農業学習体験、植栽活動なども実施しておりました。

この活動組織についてですが、リーダーも複数おり、うまく連携して取り組みを行っていました。リーダーの中には役場OBなど事務的、技術的ノウハウを持った人たちがいました。そのほかには、高齢化が進み、支援が行き届かない集落がある、土地改良区が事務委託を行っている、また、クマ、サル、イノシシ等の鳥獣被害が深刻であるとの実態がありました。

これらを受けまして、意見交換会の中で、①広域的な取り組みを通して、効率的な事業執行が図られている、②植栽活動を通して地域外の人たちとの交流が図られ、地域の活性化につながっている、③小学生の環境学習等の機会が創出されている、④地域の活性化にはリーダーを育てていくことが重要である、⑤複数のリーダーがそれぞれの得意分野で活躍することが効果的な取り組みにつながっている、⑥集落機能が弱体化している自治区等に対しては、公助、共助などが必要となっており、地域づくりは自助、公助、共助の組み合わせが重要である、⑦地元の事務負担軽減は、取り組み促進につながる、⑧多面的機能支払における鳥獣害対策の支援拡大を要望する、などの意見が出されました。

県としましても、第三者委員会から出された意見を踏まえまして、高齢化等が進み、取り組みが困難となっている地域等については、組織の広域化が図られるように推進したり、リーダーの人材育成などの重要性を踏まえまして、取り組み拡大を図るよう、市町村活動組織に対してキャラバンを実施してきました。この結果、平成25年度の時点では広域組織としては3組織だったものが、平成26年度には新たに金山町と広野町と川内村の3組織が広域組織となり、県内6組織になりました。

以上が第13回農地・水・環境保全向上対策第三者委員会における意

見交換会についての概要報告になります。

塩谷委員長

ありがとうございました。10月に実施しました現地調査及び意見交換会の概要をまとめていただきました。

お聞きいただいて、思い出された方も多いと思いますが、改めて何かこの現地調査に関わって感じられたことや、あるいはこの現地調査のあり方についてご意見のある方は出していただければと思います。

当日は十分な時間が取れないということもありましたので、もう少し話しておきたいと思われた方もいらっしゃるかと思います、いかがでしょうか。

懸田委員

現地でも申し上げたんですが、山間に行きますと少子化、高齢化、過疎化と嘆くことばかりです。しかし、今回2カ所拝見しまして、このような成果を上げていらっしゃるところが現実にあるんだということで、見直しました。

例えば田部ですと、お父さんが花で、息子さんがジュースをつくっている。お互いに責任を持っていらっしゃるって、感心しました。

そのことに感銘を受けまして、私も月に少なくとも1、2回は話をさせていただく機会があるので、本論の話をした後に、こういうことがあったということをお話ししました。

先ほど、お話がありましたように、随分各地で説明会やキャラバンをやっていますので、この事業があるということはほとんどの皆さんが知っておりました。ただ、どれだけ効果が上がった、どういう成果があった、ということはあまりご存じないんですよ。これを周知するのは非常に難しいと思うのですが、その辺をもっと紹介していただければ、もう少し手を挙げるところも出てくるのではないかと思います、非常にもったいないなと思いました。

福島県に住んでいて、想像以上の効果のある事業だと思い、非常に感銘を受けまして、農村振興課の皆さんのご努力なんですけれども、感謝申し上げたいと思います。

塩谷委員長

ありがとうございました。

今、懸田委員から、こういう大きなテーマを、共有化というか、働きかけをしているんだろうかというようなご質問がありましたが、そのあたりはいかがでしょうか。

また新事例のようなものは、ほかの取り組みをしているところに紹介されたり、あるいはこれから取り組もうというところに紹介されたりということはあるのでしょうか。もし、事務局でご存じでしたら、教えていただきたいのですが。

事務局	<p>西会津なども取り組み事例として事例集みたいなものをつくって、国で福島県の事例ということで、ピアールをさせていただいております。</p> <p>また、これからも十分に効果を説明していけるように、ホームページや説明会でピアールしていきたいと思います。</p>
事務局	<p>補足させていただきます。</p> <p>後ほど、これは法制化としてのご説明でしますけれども、これまで国の事業は、予算に基づいて5年間で1回区切り、その後やるかどうかはわからないという形で続いてきたものでした。それが今回から法律ができたことによって、法律で恒久的にやれることとなります。そのため安心して長期的な視点に立ってやっていける事業になるということで、我々もそこを強調して、今ピアールさせていただいています。当然、後継者やリーダー育成ということには、ある程度時間を要すると思います。</p> <p>5年1期だとなかなか難しい。ただ、法律に基づいてやれるので、ゆっくり地域をどうするか、じっくり考えながらこの事業を完成していただきたいということです。この事業につきましては、多面的機能支払と、中山間地域で行われる中山間地域等直接支払制度がございます。それも一緒にできるような形になりましたので、そういった中で農村地域の活性化に向けて、今まで以上に取り組みやすい方向に進んでおります。私どももそういう形でピアールしながら推進を図っていきたく思っております。</p>
懸田委員	<p>安心しました。</p>
塩谷委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、議事に入らせていただきます。</p>
大瀧主任主査	<p>(1) 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律の概要について、(2) 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本指針等については、相互に関連しておりますので一括して事務局から説明をお願いします。</p> <p>農村振興課の大瀧といいます。私から説明させていただきます。</p> <p>資料2をお開きください。 資料2でございますが、こちらは前回10月に開催しました第13回</p>

第三者委員会でもご説明させていただきました、法律の概要版でございます。

具体的には2ページ以降にございます。2ページをお開きください。

(1)に基本理念が掲げられております。要点を申し上げます。

5行目くらいになりますが、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るための取り組みに対して、国と地方公共団体が連携して効果的に支援を行うことが、掲げられております。

2つ目としましては、地域住民の共同活動が良好な地域社会の維持・形成に役割を果たし、農用地の効率的な利用の促進のために共同活動の各種取り組みを図る必要があるということを掲げております。ここが、多面的機能支払や、中山間直接支払に係る部分となっております。

(2)でございます。

法律に基づく制度の仕組みということで、この法律については、計画制度が大きく4つになっております。

1つ目は、国は基本指針を策定することです。

2つ目は、県は基本方針を策定することです。

3つ目は、市町村は促進計画を作成することです。

4つ目は、農業者団体は事業計画書を作成することになります。

また、対象となる事業ということで、法律では3つございます。1つ目は多面的機能支払、2つ目は中山間地域等直接支払、3つ目が環境保全型農業直接支払となっております。

3ページに移ります。

変更の概要でございます。

その中の2つ目の計画制度をご覧ください。

この法律の中で、国、県、市町村がそれぞれ指針、方針、促進計画をつくりますが、それにつきましては先ほど述べました多面的、中山間、環境保全型の3つの事業を合わせた形で計画を立てていくという制度になっております。

次に、交付ルートでございます。

多面的機能支払につきましては、平成26年度までは国と地方分を協議会を通じて活動組織へ交付しておりましたが、平成27年度からは他の補助金と同様に、国から県、県から市町村、市町村から活動組織へ交付になり、交付ルートが一つになりました。

次に、4ページをお開きください。

(3)の計画制度でございます。

上から2つ目の丸、対象組織の事業計画書でございますが、これについては、農家の方、組織の方に負担がかからないよう、ひな形に基づいて作成するというようになっております。

また、多面的や中山間などの継続地区については、既存組織を活用しまして、市町村の認定を受けることとなります。

また、多面的については、従来、活動組織が市町村との協定を結んでおりましたが、事業計画書の認定ということで、市町村との協定は

不要になっております。

また、3支払を一緒に取り組み場合で構成員も同じである場合には、中山間、環境直払、多面的も合わせた形で1つの計画書で策定でき、担当課等が分かれることになっております。

(4)の交付ルートでございます。

先ほど申しましたように、2つの支払と同様に、多面的機能支払についても国から県、県から市町村、市町村から活動組織への交付ルートになっております。

事業実施主体についてですが、従来は地域協議会が実施主体ということでしたが、平成27年度からは活動組織が事業実施主体に変わっております。

(5)の各主体の位置づけと役割でございます。

国が提示している、県、市町村、推進組織（この推進組織は従来の地域協議会のことを指しており、名称が推進組織に変わっております。）の業務分担を掲げています。

その中で(1)法基本方針の策定というものがございます。農業の有する多面的機能に関する法律については、多面的、中山間、環境保全型が一つになっておりますが、法に基づくこの基本方針につきましては、多面的機能支払の担当が行うことになっております。

(6)法制化後の推進体制でございます。

県は、多面的機能支払の効果的な推進を図るために、多様な主体が参画する推進組織を設立することになっております。

従来の地域協議会については、その内容等を整理しまして、新たな推進組織を設立することとなり、こちらについてもたまたま協議会と市町村との調整を踏まえて、翌年度に推進組織の設立を準備している状況でございます。

(7)交付ルートでございます。

先ほど申しましたように、地域協議会が行っていましたが、平成27年度から市町村が行ってまいります。

その中で、推進組織の役割ですが従来、地域協議会が行っていた普及推進活動の業務のうち、活動組織への技術指導や事務的支援を強化していく役割が期待されております。また、県や市町村の交付事務申請に係る支援、活動組織への指導・助言、市町村の各種データのまとめなどを担うことができるとされております。

従来の地域協議会として、交付ルートはなくなりましたが、県、市町村交付の事務支援等や普及推進・指導といったものに重点を置くような役割へと変わっております。

6ページをお開きください。

下段になりますが、事務負担の軽減ということでございます。

1つ目は、計画書において、既存の資料を活用して、事業計画書を策定できるということでございます。



2つ目は、3支払を一括で申請・報告することが可能となり、簡素化が図れるといったものでございます。

3つ目は、多面的の活動組織が、地域協議会や市町村と、採択申請や協定を別々に行っておりましたが、市町村の事業計画認定により事業の一本化が可能となりました。

4つ目は、地域協議会は、引き続き活動組織や地方公共団体の事務を支援する組織として位置づけられるといった内容でございます。

これらが法に基づく理念、変更の要点を多面的機能に関わる事務でございます。

資料3をお開きください。

国で策定しました基本指針でございます。

構成について要点だけ述べさせていただきます。

構成は、第1としまして、1ページになりますが、農業の有する多面的機能の発揮の促進の意義及び目標に関する事項ということで、法律の基本とともに、農村の現状と課題、この法律による効果等を掲げております。

2ページをお開きください。

第2としまして、多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の設定に関する基本的事項でございます。

3番目にありますが、市町村がつくる促進計画においては、事業を実施するための重点区域が設定できることです。具体的には、市町村で多面的機能、中山間事業、環境保全型が単独であったり、二重だったり、三重に重複して事業を推進するといったことができるように重点地区を設定できる、ということが規定されております。

また、農振農用地区域の設定についての簡素化や、除外の要件の厳格化が掲げられております。

3ページ目の第3になります。

多面的機能発揮促進事業に関する基本的な事項ということで、1番が1号事業、2番が2号事業、3番が3号事業と書かれております。

1号につきましては多面的機能支払のことを、2号につきましては中山間地域等直接支払を、3号は環境保全型農業直接支払を指しております。

国では事業名が長いということで、1号、2号、3号ということで提示しております。そういった名称は県の基本方針、市町村の促進計画の中でも同じような名称等で定義しております。

4ページをお開きください。

「その他」でございます。この中で、国では各種事業の点検、効果の評価を行うために、第三者委員会を設置するということを掲げております。

次に、第4でございます。

第4、前三号に掲げるもののほか、重要な事項ということで、1番の推進体制の整備をご覧ください。

この中で、これまでの農地・水保全管理支払における支援の知見や推進体制が活用できるように整備することを掲げております。

多面的の地域協議会が新たな推進組織として、今までの知見等を生かす形で事業を推進していくことを考えております。

続きまして、資料4をお開きください。

こちらが本県の基本方針でございます。

こちらにつきましては、10月から2月にかけて、各農林事務所と連携のうえ、2月初めの農林水産部の調整会議を経て、農政局との仮協議を了しているものでございます。

第1でございます。農業の有する多面的機能の発揮の促進の目標でございます。

1ページから5ページまでございます。本県は7地方を有しておりますので、7地方の現況と課題及び目標について整理して記載しております。

現況には地形や気象、営農状況及び課題を記載しております。

また、目標につきましては、ふくしま農林水産業新生プランを県で策定しており、その中に掲げている7地域ごとの目標の実現に資するためということと、それに合わせて各1号から3号事業を推進することを、目標として掲げております。

4ページをお開きください。

相双地方でございますが、相双地方におきましては、津波被災からの復旧や原発事故からの営農再開に向けた、地域再生の実現を図ることを掲げております。

次に6ページをお開きください。

6ページの第2になります。

「多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の基準」でございます。第3の「促進計画の作成に関する事項」ということですが、こちらにつきましては国からのひな形等が示されておまして、全国共通となっております。

7ページをお開きください。

第4、「その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する事項」でございます。

この中で、3支払ごとに第三者委員会の設置と、推進体制の整備と連携について掲げております。

特に1号事業についてですが、平成26年度に行いました地域協議会の支援や知見等、推進体制を活用できるように、新しい推進組織を設置し、体制整備を図ることを掲げております。

最後に、資料の4-2をご覧ください。

法律に基づく計画等策定のスケジュールでございます。

一番上は、国の基本指針でございます。この多面法に係る施行規則が3月18日までの1カ月間パブリックコメントということで、国で意見収集をしている状況でございます。国の基本指針の施行が4月1日

となります。県の基本方針は4月1日に国と協議いたします。

市町村の促進計画は、4月に県と本協議を行い、市町村は活動組織との事業計画の認定を進める予定とされており、現在各種計画の手続きを準備しております。

以上が、議題の(1)の多面的機能の発揮の促進に関する法律の概要と、(2)の基本指針等について、ご説明させていただきました。

塩谷委員長

ありがとうございました。

新しい法律の概要、それから指針、基本方針についてご説明いただきました。

ただいまの説明に対して何かご質問あればお願いします。

事務局

補足させていただきます。

資料2の2ページをご覧いただきたいんですが、なぜこのようなことを今言っているのかといいますと、法に基づいて実施するにあたって資料3を国から示されました。

資料2の3ページにピラミッドのような図がありますが、こういったものを今年度中につくり、多面的機能支払事業を含めた日本型直接支払制度をやるためには、それぞれこういうものをつくる必要があるといった指示がきました。

国がまず基本指針の案を出しており、それに基づき同様につくるよう指示を受け、資料4を福島県でつくり、現在、国と協議をしているところでございます。各市町村は、それに基づき促進計画として、3つの事業を実施する位置図をつくっております。

基本的に我々としては、多面的や中山間について、法律に基づいてできるエリアは、すべての市町村で入れてもらうという計画で進めています。

現場から言いますと、多面的機能支払とか中山間地域等直接の実施計画書を1つの計画として市町村に提出していただくこととなります。

今までですと、中山間は中山間のラインで、多面的は多面的のラインでとでしたが、それだと現場で2つやりたい、3つやりたいとなったときに非常に混乱をきたしますので、1つで上げてくださいということでした。

ただ、そうなってくると、市町村では県の事務担当部局というのが今のところばらばらですので、うまく連携を取りながら、現場にご迷惑をかけないようにやっていくことで、組織体制の検討も併せてやっていくこととございます。

補足させていただきました。

塩谷委員長

ありがとうございました。

それでは、どうぞ。

佐藤副委員長 県の基本方針なんですけれども、資料4、細かく7地域になっていますが、広域的に考えて、風評被害の問題とか、避難のために離農していた方々が福島県のどこかに移住してまたやるとか、福島県独自の、地域ではなく県全体の方針というのがあっていいのかなという気がしたのですが。そういう福島県独自のものを、もう少し国に訴えるような構成の仕方はないのかと感じました。

塩谷委員長 これは多面的機能に関わっていくなかで、やはり風評被害だとか、そういったことでしょうか。

佐藤副委員長 各市町村とか、地域が個別に頑張っても仕方ない部分というのが福島県の中にあって、せつかく国に訴えるいい機会なので、そこをしっかりと洗い出しておいたほうがいいのではないかと感じます。

塩谷委員長 恐らく県だと、いろいろな計画をお持ちだと思うんですけれども、そうした全体での取り組みの中で、今、佐藤委員がおっしゃったようなものがあると思うのですが、そのあたりを説明していただけますか。

事務局 では、私から説明いたします。  
その辺のつくり込みに関しては、今、委員からお話がありました風評払拭、そこはまず県の独自の考え方ということで、福島県の復興再生計画の中でいろいろ取り組まれています。今回この中で、目標の中にあります、「ふくしま農林水産業新生プラン」についても震災以降に新たにつくり直したものでございます。それが平成32年度目標としてつくられており、その中では、各地域ごとに風評対策についても盛り込まれております。

そういったことを全部書くと、なかなか書き切れないということがあり、今回この基本指針の中では、多面的機能支払に関連する多面的の事業と中山間の事業と、あとは環境に優しい部分をやっていく事業、それをまず県としては全県的に進めたい、と考えております。  
今委員からありましたものは、大きな計画の中で、いろいろ議論されております。  
それを踏まえて我々も、こういう中にそういった理念を落とし込みながら進めていくということを考えております。

佐藤副委員長 何となく5年間というのは、それとの戦いなんじゃないかなという気がするんです。あと農地の除染の話とか、山林とか、牧草とかね。そういう大事なことが割と通常の工程の中で、浜通りの相双だけはこちらが出てくるというのは、これでいいのかなと感じます。

事務局

今ありましたとおり、そういった部分につきましてはそれぞれ今やっている部分で、計画を立ててもらおう。そこで例えばこれを進めるために多面的機能を使っていきたいという場合は、上位計画の中にこの事業を活用していきます、という形で入れ込みながらやっていってもらおうことになります。

これらのことから、基本方針では簡単に書いてあります。

塩谷委員長

よろしいでしょうか。いかがでしょう。

懸田委員

今の話ですけれども、佐藤委員のお話と被って恐縮なのですが、私も被災地を訪れているんですけれども、被災者の自殺について、ご承知だと思いますが、岩手県では現在ほとんどゼロなんです。しかし福島県は増えているんです。トータルですと、宮城県の2倍、ないし3倍。ほかは減っているのに、増えているという現実があるんです。

それで私も随分被災地、特に仮設住宅を歩きましたが、確かに補償金も出ました、住居もとりあえずは不満はあっても何とかなんと。しかし、生きがいがないんです。全く生きがいがないんです。まさに夢も希望もないと。

人間として、ただ衣食住さえあればいいか、というととんでもない話で、いかに充実した目標を持って、生きがいを求めるかということが重要なものですから、今お話ありましたように、何かそちらにも積極的に呼びかけまして、何らかの形でその生きがいを見出すような事業を検討いただかないと、ますます自殺が増えていくような気がします。そういうところ、お考えいただければと思います。

あともう一つ、ちょっと細かいことになるんですが、認定をいただきまして正式に着手できるのは、新年度4月の大体いつ頃になりますでしょうか。その認定の前に、例えば補助事業で内示というのがあります。内示以降でしたら着手していいとか、そういうことはこちらであるのでしょうか。

事務局

では、まず今の事業の関係から。

事業の関係なんですけれども、会議に基づいて事業を速やかに移行されるということで、国の実施要綱で4月1日から遡及して活動は進められるという規定がありますので、そのあたりは滞りなく進められると考えております。

懸田委員

ありがとうございました。

というのは、総会が4月なんです。ある程度見合っていないと、後日もう一度開き直すということで、非常に不都合が多いです。その辺をぜひお願いします。

塩谷委員長

ちょっと私から教えていただきたいところがあるんですが、県としては、この事業、全県的に進めていきたいと聞いております。冒頭でも法律に基づきずっと安定的にできると。ただし予算は別だというようなお話だったと思います。

法律を見ると、2条のところに集中的かつ効果的という言葉とか、制度としても重点区域という考え方がありますがけれども、今後、この多面的機能の発揮のときに、幅広く、こうすればどこでもできるという形になるのか、それとも一定の区域を区切ってそこに集中的にやっていくという形になるのか、そのあたりはどう考えているのか教えてください。

それからもう一つ、冒頭でキャラバンで回られたということなので、現場からはどんな疑問点、要望、声が上がっているのかということをご参考までに教えていただきたいです。以上の2点をお願いします。

事務局

まず、その広がりについて、どの辺まで進めていくのかということですが、国も対象農用地につきましては、農振農用地全てにこの事業を活用していきたいという考えを持っております。福島県の場合、農振農用地は現在約30%強ですから、あと3倍くらいは増やせる余裕があるということになります。

かといって、予算はそれだけついているのかというと、そこはまだ追いついておりませんので、皆さんから要望が上がってきた場合に、まずこの多面的機能支払、大きく分けて2つの小事業に分かれています。農地維持支払、これが10アール当たり水田ですと3,000円が支払われ、通常の草刈りとか土砂上げに支払われる部分。

それから、資源向上支払ということで、それは2つに分かれておられます。質的向上を図るための軽微な補修だったり、植栽だったり、そういう部分で水田の場合10アール当たり2,400円が出る部分。それから、施設の長寿命化ということで、10アール当たり4,000円が出る部分があります。

全部を全県で取り組んでいただくと、当然予算的には足りなくなりますので、今のところ農地維持支払、農地をきちんと守っていただくという、10アール当たり3,000円の部分につきましては、福島県が32%ぐらいのカバー率になっておりますので、これを当面50%ぐらいまで引き上げていきたい。最終的には限りなく100%に近づけるように、国に対しても予算を確保していただくというような目標になります。

ただし、その後と言いました資源向上支払につきましては、言ってみれば基礎的な上の、次の段階の活動ですので、こちらについては重点的というか、県内のある地域で、いわゆる施設の老朽化が激しいところとか、重要な施設だったりとか、そういうところに重点的に配分されていくという考えでおります。

2点目のキャラバンですが、私も10月と11月に市町村長さんに直接お会いして話してまいりましたが、その中で、いろいろな話が出ておりました。

今年は事業が始まったばかりで、実は一昨年(2019年)の12月に事業の概要が発表になって、実際始まったのが4月ですから、準備期間が3カ月ぐらいしかなかったんです。それで福島県の場合、当初予算から計上しておりましたけれども、市町村によっては当初予算に計上できなかった。そういうことで、4月からの新しい制度が始まりましたが、対応ができないという市町村が多かったというのが一つでございます。

それから、それに伴いまして市町村の職員の体制も、新しい事業ができて面積が増えるんですが、それに対する職員の手当てができない。復旧・復興で人員が取られていて、職員の手当てができなくて、増やしたくてもできませんというような話もございました。

それから、先ほどの説明の中で、中山間直接支払事業と一緒にできるという話をしました。中山間直接支払事業は、通常の農地で農業を維持していただければ、急傾斜地ですと10アール当たり21,000円が交付されるんですが、これに上乗せして3,000円足すことができますよということで、いろいろお話ししたんですが、実は中山間直接支払事業、今年が5年目の終期。今年の4月から第4期対策が始まるものですから、どうせやるならその新しい4期対策に合わせてやることで、今年(2021年)はちょっと見送りますという話もございました。

あとは、委員の皆さんから意見が出ているように、まとめ役がないんですよ。うちの集落でやりたいんだけど、リーダーになってくれる人がいないんだという話と、高齢化が進んできたので、5年の計画と言われても、5年間みんなでやれるだろうかというような不安を持ってらっしゃる方がいると。5年間を継続することに不安を感じている方が多い、というような意見が出されておりました。

少数意見はいろいろあるんですが、農地・水の第1期対策で取り組んだけれども、第2期以降はやっていない。会計や写真とか、そういう事務の煩雑さがあると、もう一回取り組む気にはなれない、なんていう意見も、少数ですがありました。

それについては事務が軽減されて、写真を撮る必要もなくなり、皆さんも少し、前よりは楽になっているんですと説明をさせていただいております。

以上でございます。

塩谷委員長

貴重なご意見、ありがとうございました。

進士委員

今のお話で市町村職員の手当てができないというところに関しては、今後は推進組織がフォローするという考えはあるのでしょうか。

事務局	<p>推進組織のあり方について検討しておりますが、やはり市町村で計画の認定をする事務が増える、計画の中身をチェックするような事務が増えるということであれば、それを補完するよう、推進体制の中で支援していく必要があると考えております。</p>
塩谷委員長	<p>他に意見ございますか。</p>
進士委員	<p>ご説明を聞いていて、以前の構成よりも大分効率化が図られてはいますが、書類づくりの整理だとか、連携連絡は密にしながらやるんですけれども、もっと西会津の一つといった取り組みが広がればやりやすいのではないかなと思いました。</p>
事務局	<p>西会津のやり方を見てきまして、町内全域でやっている。しかも、土地改良区に事務を委託して、皆さんの負担を軽減している。こういう動きがあったものですから、広野町と川内村、この2つの町村に行つて、そういう話を紹介させていただきました。</p>
	<p>そうしたところ、この2つの町村は、今まで取り組んでいなかったんですが、今年から取り組んでいただけるようになり、しかもこの西会津方式の町村内1地区で1本でやることとなりました。しかも広野町は土地改良区に同じく事務委託をするということで、そういう動きが出てまいりました。ですから、西会津の良い事例をほかの地域にどんどん広げていきたいと思っております。</p>
塩谷委員長	<p>よろしいでしょうか。  それでは、議事を進めさせていただきます。  (3) 多面的機能支払交付金の平成26年度の取組状況について、事務局のほうから説明願います。</p>
事務局	<p>資料5を用いまして、私から多面的機能支払交付金の平成26年度の取組状況について説明させていただきます。</p>
	<p>まず、1ページをお開きください。  この表ですが、農地維持支払と、資源向上支払（共同）を合わせました、平成25年度の実績と平成26年度の実績を整理した表になっております。  まず、取組市町村数ですが、平成26年度は平成25年度と比較しまして12市町村増え、52市町村の取り組みということになりました。これは、県内59市町村のうち、原発避難地域の6町村及び農振農用地のない檜枝岐村を除けば、県内全市町村が多面的機能支払に取り組んだということになります。  次に、組織数ですが、平成26年度は平成25年度と比較しまして314</p>



組織増え、908 組織となりました。伸び率としましては 153%となっております。

また、交付算定面積ですが、平成 26 年度は平成 25 年度と比較しまして 11,292 ヘクタール増えまして、45,202 ヘクタールとなりました。伸び率としましては 133%ということになっております。

3 ページをお開きいただきたいのですが、今年の実績の 45,202 ヘクタールという数字は、原発避難地域を除いた県内の全農振農用地 142,150 ヘクタールの 32%となっております。これは多面的機能支払のカバー率といいまして、取り組み指標の一つとなっております。

国では、全国のカバー率としまして、当面の間 55%程度を目標としております。全国ベースですが、平成 26 年度見込みでは 46%ということでお話を伺っております。

後ほど管内の取り組み状況を説明しますので、また 1 ページにお戻りください。

続きまして、支援交付金の関係になります。平成 26 年度は平成 25 年度と比較しまして 867,303,000 円増えまして、1,972,586,000 円ということになりました。伸び率としては 178%となっております。

面積の伸び率は 133%なんですけれども、それに対して交付金の伸び率が大きいということは、平成 25 年度の農地・水の交付金の単価に対しまして、平成 26 年度の多面的機能の支払が増額ということになっているため、伸び率に差が出ている状況になっております。

あと平成 26 年度の実績が増えたことの要因としましては、農地・水から多面的機能支払への制度移行に伴いまして、農地維持活動が農家による取り組みでも可能となり、農地・水の時よりも条件が緩和されたこと、あと県としましては農業農村の有する多面的機能維持の維持発揮の観点から、農業者等が取り組む共同活動への支援が必要との立場から、市町村、県土連、JA 等と協力しながら取り組みの拡大を図ってきたものによると考えております。

2 ページをお開きください。

これは管内別の平成 25 年度と平成 26 年度の取り組み面積についてまとめたものになっております。

県全体は、133%の増加率となっております。

管内別に見ますと、県南が 211%、会津が 143%と大きな伸び率となったことがわかると思います。これは県南につきましては、平成 25 年度までは、4 市町村の取り組みだったんですけれども、平成 26 年度に泉崎村、矢吹町、中島村、鮫川村、矢祭町の 5 町村が新たに取り組み、9 市町村となったために、大きな伸び率につながっております。

また、会津管内ですが、ここに記載はないのですが、会津若松市の取り組みが平成 25 年度に対しまして、8 倍の取り組み面積になったことが大きな伸び率につながっております。

続きまして 3 ページですが、カバー率については先ほどの面積の伸び率と同様に県南、会津地方が大きく伸びております。県全体としま

しても、平成25年度は24%に対しまして、平成26年度は8%増の32%のカバー率ということになっております。

続きまして、4ページをお開きください。

こちらは、施設の長寿命化等の取り組みを整理した表となっております。

市町村数のほうですが、14市町村から16市町村となっております。これは右上に長寿命化+地域資源プラン・広域化の欄がありますが、その中の会津管内の欄に40万円という記載と、いわき管内に50万円との記載があります。この40万円は金山町の組織の広域化によるものと、いわき管内の「愛谷江筋愛護会」が地域資源保全プランに取り組んだということで、この2つが増えたので2市町増えているということになっております。

続きまして、活動組織数ですが、平成25年度は53組織、平成26年度は47組織となっております。平成25年度の完了地区が11組織ありまして、平成26年の新規が5組織となっております。完了組織の11組織に対して新規が5ということになっておりますので、差引増減ということで6組織の減ということになっております。平成26年度の新組織は、福島市と二本松市と金山町と南相馬市、いわき市でそれぞれ1組織の計5組織ということになっております。

長寿命化の採択に当たりましては、施設の老朽化、施設の規模、集落の合意形成等も考慮して、要望量調査の上、優先順位をつけての採択ということにしております。

また、組織数の減に伴いまして、取り組み面積は平成25年度の2,297ヘクタールから、平成26年度は294ヘクタール減の2,003ヘクタールとなっております。交付金につきましても、平成25年度の90,957,000円から11,739,000円減の79,218,000円ということになっております。

続きまして5ページですが、取り組み面積ベースの管内別の平成25年度と平成26年度の取り組みをグラフ化したものになります。

県全体での伸び率は87%となっております。県としては、施設の長寿命化につきましましては、工期を3年ということで考えておりますので、平成23年度に新規で採択された地区が3年経過して平成25年度に完了したことによる面積減というのが主な理由になっております。

管内別では、平成25年度と比較して、県北、県南、会津は減、相双は増になっております。

減に関しましては、先ほどから申しましたように、完了組織による面積減と、増に関しましては新規組織の面積増となっております。

以上が、施設の長寿命化の取り組みということになっております。

続きまして、6ページをお開きください。

こちらは、農地・水保全管理支払交付金の復旧活動の取り組みを整理した表となっております。

市町村数ですが、平成25年度の10市町村から平成26年度は4市町村減の6市町村となっております。二本松市、石川町、白河市、会津

美里町の4市町村の組織が完了したことによる減になっております。

組織数につきましては、平成25年度の37組織から、平成26年度は12組織減の25組織となっております。これは平成25年度の完了が16組織と、平成26年度の新規が4組織となっております、完了の16に対して新規が4ということで、差引12組織の減ということになっているためです。

新規組織は4組織ともいわき市の組織でありまして、震災後、組織で話し合ったところ、新たに復旧活動として取り組む必要がある施設として整理されたことから、採択したところです。

また、組織数の減に伴いまして、取り組み面積は平成25年度の2,178ヘクタールから、平成26年度は500ヘクタール減の1,678ヘクタールとなっております。

交付金は、平成25年度の74,446,000円から19,814,000円減の54,632,000円となっております。

復旧活動につきましては、当初は事業の実施期間が平成23年度から平成25年度となっておりますが、県として、東日本大震災及び原発事故からの復旧状況を鑑みて、実施期間の延長を要望したところ、平成28年度までの3カ年の事業制度が延長されたところであります。

以上が、多面的機能支払交付金の平成26年度の取り組み状況の説明ということになります。

塩谷委員長

ありがとうございました。  
平成26年度の取り組み状況、数値とグラフを説明いただきました。  
何かご質問はありませんか。

懸田委員

教えてください。  
2ページと3ページ、会津地方の取り組みが突出しておりますね。  
これに対して、いわきが下がっておりますね。いわきは相当面積があるはずなんです、その要因はどう考えていらっしゃるでしょうか。

事務局

もともと会津は多かったです、水路をみんなで維持管理をしている。当然、基盤整備が進んでいる地域というのは、みんな共同で活動しているから多いんです。

あとは、組織化してやらないといけないということで、まとまりがあるかどうかということですが、会津はもともと非常にまとまっている。それに対して、やはりいわきは基盤整備のこともありますし、なかなかそういう大筋のところは、土地改良区が頑張っているところは組織ができるんですけども、山間のところとかは、なかなか進まない部分があります。

今回、会津の件で大きく進んだ一つの要因は、土地改良区さんが頑張った部分と、あとは米価の下落によりまして、今まで15,000円交付金をもらったのが7,500円になってしまった。困っていた中で、この農地維持支払事業というのは、今までみんなでやっていたものについ

て、今までどおりみんなでやればお金をもらえるということで、皆さんに情報提供したところ、会津若松市ではそういった米価下落に対する危機を非常に大きく感じ、みんなでこれを活用しようということで、市が頑張ってくれました。

県南も同じように、米価下落の影響もあって、今までばらばらで水路を管理していた方々が、一緒にやりましょうということで、取り組みを増やしていったということです。

事務局

先ほどいわき市の件で、今回 106%という話をしたんですが、いわき市につきましては、一昨年の 12 月から急に制度改変になってしまったということで、市の予算の関係もありまして、106%という伸びになっています。来年度以降は本格的に進めたいという意向を持っているということでお聞きしております。

田代委員

確かに今までの西会津でどこを視察しても、この事業計画にしてみても、確かにいいことが書いてありますね。それにはやっぱりリーダーが必要だとか、後継者が必要だと言っています。ですが、その市町村の前向きな職員がいないところは、できないということでは、末端はどうしようもないんですよ。

そこから一步、何とかならないかなと。リーダーが必要だったら、リーダーをどのように育て上げるかということをやらないと。今聞いたんですが、この直接支払の補填というか、その日当で補填している市町村があるということは初めて聞きました。

その補填が全くなくて、それに加えてこういう事業もやってない。説明してもらっても、平成 27 年度の概要とって、確かにチラシはいただきました。ですがチラシは配られて、それを見ただけで、あとは何の説明があるわけじゃないし、何するわけじゃない。何かやるところと、やらないところで、格差があり、置いてけぼりという対応になってしまっています。

事務局

そのとおりです。私たちも格差をなくしていただくように、いわゆる取り組みの弱い市町村を中心に、今年は説明へ行きました。しかし、今年は準備ができなかったから平成 27 年度からやりますよということもあれば、同じ話をしても乗ってこないところもある。

パンフレットについては全農家に配布しました。それから 12 月 30 日、1 月 2 日、民報と民友に広告を載せて、全戸に知らなかったということのないように周知を図るということでやらせていただきましたけれども、チラシを配るだけの町村と、集落ごとに説明会をやっている町村、本当に差があるんですよ。

それをなくしていくために、私たち努力しているところでございます。

事務局

また事務については、先ほど話がありましたように、土地改良区とか農協がやってくれているようなところもあります。

あとは、これは実現するかどうかわかりませんが、北塩原では役場の中にあるシルバー人材センターの人に事務をやってもらっている。というような形で、いろいろなところがその事務に関して、組織にお任せしています。当然、高齢の方はできませんので、町とか村とかそういうところで何とかうまくいくように、そういう事務を担ってもらえる方々に委託できないかというのを頑張ってやってくれているところもあります。

そういうことも含めて、平成 27 年度は目の前ですけれども、我々としては、今まではばらばらだった事業が 3 つ一緒にできる、何とかそういった部分を、市町村なり、そういった地域に根差した J A とか土地改良区、そういうところがこの事業の事務の担い手になっていただきたいということで説明しております。

塩谷委員長

それでは（４）ですね、多面的機能支払交付金の平成 27 年度の取組予定についてということで、事務局、説明をお願いします。

事務局

資料 6 を用いまして、多面的機能支払交付金の平成 27 年度の取組予定について、説明させていただきます。

まず 1 ページをお開きください。

この表は、農地維持支払の「平成 26 年度の実績見込み」と、「平成 27 年度の取組予定」を整理した表になります。平成 27 年度の取組予定に関しましては、市町村の要望量調査等をベースに、県として平成 27 年度に予算に計上したものになっております。

市町村数についてですが、平成 26 年度の 52 市町村に対して、平成 27 年度は 1 市町村増の 53 市町村の予定となっております。これは相双の浪江町で、来年度から 3 組織が取り組みを始める予定となっているためです。この 3 組織につきましては、1 期対策は実施していたのですが、東日本大震災の影響で取り組みをやむを得ずやめた組織となっており、今年度除染が完了しまして、来年度から多面的機能支払で要望しているという組織になっております。

これらの組織については、避難指示解除準備区域と居住制限区域に存在している組織になっております。

続きまして、活動組織数ですが、平成 26 年度の 908 組織に対しまして、平成 27 年度は 321 組織増の 1,229 組織の予定となっております。伸び率につきましては、135%となっております。

取組面積につきましては、平成 26 年度の 45,202 ヘクタールに対しまして、平成 27 年度は 15,441 ヘクタール増の 60,643 ヘクタールの予定となっており、伸び率は 134%ということになっております。

交付金につきましては、平成 26 年度の 1,280,118,000 円に対しまし

て、平成 27 年度は 499, 126, 000 円増の 1, 779, 244, 000 円ということになっており、伸び率が 139%ということになっております。

2 ページをお開きください。

管内別の面積ベースの平成 26 年度実績見込みと平成 27 年度取組予定をグラフ化したものになります。

県全体では、来年度 134%の伸び率を予定しております。

この中で、特にいわきの伸び率が 232%と大きくなっております。これは、平成 26 年度の新規は 1 組織だったのですが、平成 27 年度からは市として本格的に取り組みの拡大を図っていきたいと考えておりまして、約 40 組織の新規を計画しているため、大きな伸び率になっております。

そのほかの地区につきましては、120%~150%の取り組み拡大ということで予定しております。

3 ページをお開きください。

3 ページは平成 26 年度の実績見込みと 27 年度を取組予定のカバー率について、管内別にグラフ化したものになっております。

県全体では、平成 26 年度の 32%に対しまして、平成 27 年度は 11%増の 43%にまで取り組み拡大を図っていきたいと考えております。

管内別では、県北が 25%となっておりますが、そのほかの管内は 35%以上ということで計画しております。県北地方につきましては樹園地が多く、共同で作業するというよりは個人での作業が多く、共同で作業するという意識が高くないことから、カバー率が 25%程度になったと考えております。

県としましては、農業・農村の持っている多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるように、また、多面的機能支払は担い手農家への農地集積という構造改革を後押しするものであることから、県内多くの地域で取り組みが拡大されるように、市町村等関係機関と連携しながら、平成 27 年度も引き続き説明会等の開催を通して、活動組織の支援を行っていきたいと考えております。

次に 4 ページをお開きください。

この表は、資源向上の共同の平成 26 年度の実績見込みと平成 27 年度を取組予定を整理した表になっております。

市町村数についてですが、平成 26 年度の 45 市町村に対して、平成 27 年度は 2 市町村増の 47 市町村の取り組みとなっております。これは県南の矢祭町と相双の浪江町が、新たに取り組みを予定しているということです。

組織数につきましては、平成 26 年度の 734 組織に対しまして、平成 27 年度は 189 増の 923 組織ということになっております。伸び率は 126%です。

取り組み面積につきましては、平成 26 年度 39, 554 ヘクタールに対しまして、平成 27 年度は 8, 653 ヘクタール増の 48, 207 ヘクタールの予定となっております、伸び率は 122%です。

交付金は、平成 26 年度が 692, 468, 000 円に対しまして、平成 27 年

度が234,616,000円増の927,084,000円ということで、伸び率は134%となっております。

5ページをご覧ください。

資源向上の共同における面積ベースの平成26年度、平成27年度の取り組み予定をグラフ化したものです。

農地維持支払と同様に、いわき管内の伸び率が大きいことがわかります。その他の管内は108%~130%の伸び率ということになっております。

県としましても、農地維持支払と同様、引き続き取り組みの拡大を図るために、関係機関と協力して活動組織を支援していきたいと考えております。

続きまして、6ページをお開きください。

施設の長寿命化等の平成26年度の実績と平成27年度の取り組み予定を整理した表になります。

市町村数についてですが、平成26年度の16市町村に対しまして、平成27年度は4市町村増の20市町村の予定ということになっております。これは新規が6市町村、完了が2市町村となり、差引で4市町村増えたということになっております。

組織数は平成26年度の47組織に対して、平成27年度は97組織増の144組織の予定、伸び率は306%です。

また、取り組み面積につきましては、平成26年度2,003ヘクタールに対して、平成27年度5,828ヘクタール増の7,830ヘクタール、伸び率にして391%です。

交付金は、平成26年度79,218,000円に対して、平成27年度は220,890,000円増の300,108,000円ということで、伸び率379%となっております。

施設の長寿命化についてですが、これは水路・農道などの施設の老朽化の部分の補修や、機能維持のための更新、農道舗装などについて支援するものであり、平成26年度の取り組み推進に向けたキャラバンの中で、市町村・活動組織等から長寿命化による取り組みの要望が多くありました。

このことから、県としましても農地維持支払等により草刈り、泥上げ等を行っても、施設の老朽化等が著しく、多面的機能の維持管理に支障をきたすところにつきましては、一体的に支援することにより、より効果的な取り組みが行われると考えまして、平成27年度からは大幅に予算枠を拡大したところであります。

7ページをご覧ください。

管内別の取り組み予定の状況になっております。県北、県中、県南、会津の取り組み要望が多いことがわかると思います。

これは早い段階で圃場整備等が行われた水路等の、老朽化が進み、補修、修繕の時期を迎えている施設が多くあるからではないかと考えております。

続きまして、復旧活動、8ページをご覧ください。

同じく平成26年度実績と平成27年度の取り組み予定を提示した表になっております。

市町村数については、平成26年度の6市町村に対して、平成27年度は1市町村増の7市町村の予定となっております。これは県南の棚倉町が新たに取り組みを予定しているためです。

組織数につきましては、平成26年度25組織に対しまして、平成27年度1組織増の26組織の予定です。増えた棚倉町の1組織は、震災の影響等により通水に支障があるため水路の布設替を予定しております。

面積につきましては、平成26年度1,678ヘクタールに対しまして、平成27年度は129ヘクタール増の1,807ヘクタールで、伸び率108%です。

交付金につきましては、平成26年度54,632,000円に対して、平成27年度は4,041,000円増の58,673,000円ということで、伸び率107%ということになっております。

9ページはこれらの取り組みをグラフ化したものとなっております。

以上が、多面的機能支払交付金の平成27年度を取組予定の説明ということになります。

塩谷委員長

ありがとうございました。  
皆さんのほうから何か質問はありますか。

佐藤副委員長

この事業がとてもいい感じにつくられていることが望ましく、好ましいんですけども、予算の問題で増えれば増えるほど予算が拡大していったら、100%になるととんでもない額になると思います。そのときにこれをやったことによって、予算のやりくりでどこか削減していくような仕組みになっているのでしょうか。

事務局

まず、予算の考え方を説明いたします。スタートした時点で、国は全国450万ヘクタールを対象に、将来的にはやっていきたいと計画していましたが、国は平成26年度予算で、その半分の対象面積分しか予算を確保していなかった事実がございます。

我々も実態に合わせて予算を計上しました。法制化に基づいてやれるんだったら、当然予算を目標までくれるんですよと、国には申し込んでいるんですが、折衝は必要だということで、平成27年度の今の概算決定の国費は平成26年度と同額ということになっております。

これについては実際に、国で全国集計してみますと、目標まで達していなかったという事実がございます。目標をクリアできないような事業は、本来ですと予算はどんどん削減されるのですが、これについては法制化の中でぜひ推進していくということで、頑張っ



100%の予算を確保してもらいました。

県の予算のことを申し上げますと、平成27年度予算は今年度と同額になります。

なので、今のところ我々が目標としているこの面積については、特に予算を新たに確保しなければいけないという現状にはないということでございます。

ただ、今後これが非常にいい事業だということで、どんどん増えていくようなことがあれば、国に対して予算要求をしながら、財政当局に対しても農業者、農村地域を守るためには必要な予算だからということで、確保をお願いしていきます。我々としては、現場の意向を踏まえた事業が継続できるように、予算化していくという考えであります。

佐藤副委員長

でも、この交付金を受けるにあたって、どこか削減はできないですか。

事務局

そういうことで言いますと、資源向上の長寿命化という部分がございます。削減というのは適当かどうかわかりませんが、この長寿命化というのはいろいろな要件がございます。この事業でやるのが適当なのか、あるいはほかの公共事業でやるのが適当なのかといった議論もございますので、今回もこの規模、あるいは予算額を考えると、別の公共事業でやったほうがいいんじゃないかとか、そういった選択は現場も踏まえ、ノウハウを持っている農林事務所、農村整備の職員からアドバイスをさせながら、調整をしているところでございます。

佐藤副委員長

何となく市民としては、何で農業だけそんなに優遇されるんだと、同じ税金なのにと、そこらもうまく説明なさったほうがいいんじゃないかなと思います。

田代委員

最初始まったときから何年にもなりますよね。ずっとやっているところがあると思うんですが、そういうところは終わりということはないのですか？

塩谷委員長

いわゆる卒業みたいに、もうお金をもらわないで自分たちで活動していくということですか。

事務局

そういう地区はあります。いわゆる事務とか、写真を撮ったりとか、うちはもう地域のみんながボランティアでやっているからということで、この事業をやめた地区もあります。

田代委員

5年間やるとなると、中身や内容が決まっているので、最初の1、2年はいろいろ補修をやったけれども、今後は何をやるか迷うことも

	あるのではないですか。
事務局	卒業された地区もありますし、今度の農地維持支払の10アール当たり3,000円分は別に何もつくらなくて、草刈りやるだけでももらえる交付金なので、これはずっと継続してやっていただけるのかなと思います。
田代委員	中身がもっと変わってはきてないのかなと。
事務局	<p>中身の話でいきますと、一番大きいのが今までは例えば水路の補修のことをおっしゃったと思うんですけども、そこについてはある程度終われば、そこは終わります。</p> <p>ただ、今回からできた農地維持支払というメニューは10アール当たり3,000円出すメニューなのですが、これは農業者の方だけの組織化でもやれますし、先ほど申し上げましたとおり、田んぼがあって草刈りをやったり、水路の泥上げをやったりと、普通に農家の方が田んぼをやっている活動がありますね。それは今までは役務が出た、労役が出たり、草刈り鎌を買ったりと、そういったものは今までは農家の方々が田んぼとか畑から得た所得から、買っていたと思います。そこについては、生産物所得から上がったお金については、再生産のために使ってもらい、そのかわり草刈りとか泥上げというのは、その地域環境をよくするという効果もありますし、農村がきれいであれば、他地域に住んでいる都市部の方にもいい印象があるということで、そこに住んで作業をしていただくことの対価としてお支払いしましょうということになっていますので、毎年いろいろ変える必要はなく、普通にやっていることに対して、お金を出す、ということになります。</p> <p>ただ、例えば町内会で清掃活動をしましょうというのがあるかと思うんですが、役員の方たちに町からお金が出ていますよね。</p> <p>農村のそういった農村環境の維持という部分にも、国が目を向けて、交付金を出してくれるようになったと理解していただければと思います。それが農地維持支払ということです。</p>
田代委員	いまいちわからないのですが、みんな田んぼつくっているんで、排水路がありますよね。その排水路は10枚あると10枚分払わなければならない。3枚ある人は3枚でいいとなると、全然基準も違うのではないですか。
事務局	<p>そこについてはいろいろやり方がありまして、日当支払という形になるんですけども、10枚あれば何時間もかかりますし、逆に1枚しかないのであれば少ない時間で済むと思います。そういった背景を考慮して、組織の中で日当を決めてやっているところもあります。</p> <p>あるいは、逆に農地・水保全管理支払のように、全員で全体をしましょうということ、全体割りしてやっているところもあります。それは地域の決めです。</p>

事務局

基本的な話をすると、交付金というのは10アール当たりということなので、その地域の面積に応じて、その交付金全体をどういうふうにするか、みんなで決めればいいんです。私の面積が大きいから、私が一番もらうというやり方もあると思います。ですが大きい面積を持っている人は、草刈りをそんなに毎日やれないと思います。なので、私はできないから、かわりにやってもらう方にお金が渡るような仕組みをつくったり、その地域でお話し合いをすればそれでいい話なんですよ。

塩谷委員長

ご意見、制度の問題までお話がありましたけれども、一応（４）の議題は終わったという形で、これをお認めいただくということでしょうか。

（「はい」の声あり）  
ありがとうございます。

それでは、「その他」というところですが、事務局から何かありますでしょうか。

事務局

資料7をお開きください。最後の1枚でございます。

第三者委員会設置要綱でございます。

これは平成20年1月から施行しております。

現在、委員の皆様の委嘱期間は、平成25年3月27日から平成27年3月26日までとなっております。平成26年度の第三者委員会につきましては、農地・水・環境保全向上対策から多面的機能支払へ事業制度の移行・拡充がなされました。今年度は、法制化に伴う改正内容が明確でないため、現在の要綱で運営させていただきました。

平成27年度からは、この法制化に伴い、一部多面的機能支払の内容等の改正がなされる予定となっております。それに基づきまして、第三者委員会の設置の目的や評価などを整理する必要があります。現設置要綱につきましては、見直しを予定していきたいと思っております。

事務局

今、事務局から設置要綱の見直しの関係をお話しさせていただきました。本来ですと、この事業は要綱にありますとおり、5年後に見直しをする事業でございましたので、平成28年までという仕組みでしたが、法制化ということもあり、委員の先生方にご審議いただくような内容も今後は法律に基づいて変わる可能性がございます。名称も、農地・水でなくて、多面的機能支払の委員会という形になって、全体を見直さなければならないということになりました。次年度につきましては新たな設置要綱の中で、また第三者委員会の設置について考えていきたいと思っております。

今回、非常に貴重なご意見をいただいた委員の皆様には、ぜひまた

再任をお願いしたいと思っているところでございますが、その辺につきましては、また別の機会にご連絡申し上げて進めさせていただきたいと思っております。

委員長はじめ、皆様方には、平成25年度の農地・水の現地調査等、本年度の現地調査等、大変いろいろご苦勞、ご理解をいただきましてありがとうございます。ご検討の内容、本当に貴重なご意見をありがとうございました。

この意見を踏まえて、我々としては、来年からスタートする法制化の中で、しっかりご意見を踏まえた活動ができますように努めていきたいと思っております。つきましては、この2年間、皆様にはいろいろやっていただいたということで、お一人ずつ感想、要望がございましたら、ご意見をいただきたいと思っております。

時間を超過して大変申しわけないのですが、お一人、1、2分程度ずつお話しいただけたらと思います。まとめにつきましては、最後に委員長にまとめていただきたいと思っておりますので、佐藤副委員長から順にお願いいたします。

佐藤副委員長

私は、農業をやっていない者の代表というスタンスで、携わらせていただきました。農業の大変さとか、大切さとか、4年間委員をやらせていただいたんですけども、とても勉強になったし、やっぱり農業は国土の大切な一部なんだということがしっかりわかったし、その維持がものすごく大変だということを、現地に行かせていただいたり、いろいろなことを聞いてわかりました。やはり仲間というか、同じ農業者だけの中でやっていくのではなくて、もっと農業だけじゃない、ほかの立場の人たちも一緒に地域ということをテーマにして、福島だけでもいいから重視した制度事業にしてほしいなと思いました。

事務局

ありがとうございました。では、進士委員。

進士委員

どうも大変お世話になりました。  
当初から関わらせていただいて、現場も見せていただき、携わっている皆さんは本当にやる気が出て本気になって、先の課題も見据えながら、これからどうしていいかということも考えられるような農業実践者の人になっていると感じました。そこに行政の方々も一緒になって取り組んで、事業をおろす、やるという関係性じゃなくて、同じパートナーシップでというようなところに、少しずつ変わりつつある現場なのかなと思います。それが実感できてよかったかなと思うし、佐藤副委員長もおっしゃったように、まだまだやれることがたくさんあるので、次の世代にこのバトンがつけられるようなことになればいいかなと思っています。

事務局

ありがとうございました。では、田代委員。

田代委員

私は、女性部協議会から代表で参加させていただきました。今まで私は農業をやっているのですが、直接こういう会議に出ることにすごく期待して、自分の実際に直面している課題や、問題が全て何とかなるのかな、聞いてもらえるなというような気持ちで期待して参加しました。違う問題であってもいろいろ相談に乗っていただいて、本当に助かりました。勉強にもなりました。

この事業についてですが、やはり自分だけではなく地域と一緒にやらなければならない、市町村と連帯をとらなければならないといった、どうにもできないジレンマがあるんだと感じました。どんな事業にしても内容というのは縛られている範囲があるもので、それについては部署があるからしようがないと思うんですが、もうちょっと横のつながりというか、本当に農家は今何を求めているのかを考えて、いろいろな事業がなるべくもっと多面的にいろいろなことができればいいなという考えです。

事務局

ありがとうございます。では、菊地委員。

菊地委員

私もサラリーマンなものですから、本当に話を聞いて驚くことばかりで、勉強させていただきました。

最初は、写真での会議だったのでお話しもちょっと見えないかなと思ったんですが、現地に行ってお話を伺ったり、見たりすることで、いろいろわかってきました。私たちは団体に戻って現状をお話しして啓発しかできないんですけども、もっと私は交流、行政が入ってくればいいなと思います。

田代委員の話聞いて思うのは、直訴できるような会があって、毎年1カ所ぐらいずつターゲットに、手取り足取り面倒見てくれる、というふうにすればいいのではないかと、素人の頭で考えていました。

ありがとうございました。

事務局

ありがとうございます。では、河嶋委員。

河嶋委員

2年間お世話になりました、というよりも、私は1年しか参加できなくて、今年から現地にいろいろ入らせていただいて、皆様と一緒に見てきました。地域の実情があって、国でいろいろ補助事業は用意してるんですけども、それを選ぶのはおたくですよというのが今の国のスタンスですから、地域全体でやるというのはこういう事業はいいんですけども、そのかわり話し合いは必要ですよということですね。

いろいろ知識はあるんですけども、それをほかに出す媒体がない。出している、今度見るほうが見ないという部分があって、その辺が

どうしてもすれ違いがあり、普及しない部分があるかと思えます。

今回みたいな、やはり幾らITが流行っても、やっぱり最終的に行くのは口コミという部分が一番大きいと思います。何かあったら普及所、何かあったら農業委員会、わからなかったら農業会議という部分で言ってもらえれば、もうちょっと事業の活用とか、その辺が広がるし、それで使ってみてわからなかったり不満があれば、その部分はまた逆に行政に言っただけならば、国だって、それは受け付けませんという話はしないので、その辺もうちょっと地域で一丸となって、前へ進んでいただければなというふうには思います。

どうもありがとうございました。

事務局

ありがとうございました。懸田委員。

懸田委員

個人的なことで恐縮なんですけど、民俗をやっているものですから、ここ50年ぐらい実際に農家にも入りまして、多くの聞き取りをやってまいりました。しかし、今回の2年間で、会議はもちろん現地を見させていただいて、私の50年分のうちの20~30年分の新しい知識を得ることができました。感謝する一方でございます。本当にありがとうございました。

それに対して、果たしてどれだけお役に立てたのかという反省もしております。申しわけございませんでした。

最近の新聞を見ますと、食べ物の自給率は50から45%になっていますね。終戦後の食料難時代を経験しているものですから、50~40%では心配です。ひとつ皆さん、ぜひお力添えいただきまして、少なくとも80%ぐらいまで上げていただくように期待していますので、よろしくどうぞお願いしたいと思います。

本当にありがとうございました。

事務局

では、最後に塩谷委員長。

塩谷委員長

まとめというような話ではないと思うんですけども、私も県をはじめ幾つか審議会とか委員とかやらせていただいていますけど、この第三者委員会はその中でも非常におもしろい活動かなと思うんですね。楽しかったです。

1つには、やはりいろいろな立場の方が参加されて、それぞれの専門なり視点から発言をさせていただいたというのが、すごく新鮮だったというのが1つです。

それから、2つ目には、やはり委員の皆さんから出ましたけれども、現場の声が聞こえる。それは委員会の場でもそうですし、現地調査、特に今年度は泊まりでということで、より、その理解が深まったと、

もっと知ってみたいという気になったという、そこが2つ目です。

それから3つ目は、そうした中でいろいろ意見を出していただいて、それが何らかの形で反映されていくというプロセスを体験できたことです。もちろんここで言ったことが全てということではないでしょうし、それをつなぐところのご苦労はあったと思うんですが、最初に写真を撮ったり、非常に煩雑でそれをどうにかしてほしいというのが何年かするうちに、きちんと使いやすい制度に変わっていったと。そういった変わっていくところが見えたところが、3つ目として非常におもしろかったかなという気がしています。

この多面的機能、今回法律に基づいてという形になりましたが、非常に意義ある制度であるということは間違いないのかなと。特に多面的機能支払は、ハードの部分とソフトの部分を組み合わせるところであるところから、使いようによっては結構地元の工夫だとか、地元流儀みたいなものを入れてうまく運用ができるという、そういう幅を持たせているというところで、非常にいい制度ではないかなと思うんですね。

ただ、やはりここで議論していると、いい制度であるだけに、そこに対する期待が、何かこれも盛り込めないかというような、制度に対する期待がすごく高まってしまふところだとか、あるいは県の方に指導してやっていただくとうまくいったという話になると、じゃあもっと県からてこ入れをしてほしいとか、どうしてもなっていくんじゃないかなと思うんですね。

やはり制度の限界があると思いますし、職員の方に対しても非常に厳しいご意見が出ましたけれども、やはり人が減っていき仕事が増えていく中で、やはり市町村人材という側面も多分あるんだろうと思います。そういう中で、NPOであるとか、住民がどれだけ力を出していくのか。ですから、市町村だとか県もそうですけれども、我々の力がどれだけのものなのかということが、やはり試されているのではないかなという印象を持っています。

この制度については、やはり正しく理解していただくというところが出発点なのかなと思います。それはどういう趣旨で、どういうふうについて、何をやればいいのかということだけじゃなくて、どういう形でこれを使いようがあるのかとか、そういうところも含めて情報提供していただいて、それを地域で受け止めて、自分たちの地域ではどうするのかということを、やはり一緒に考えて進めばいいのかなと思います。

まだまだ伸びしろがある制度だと思いますので、ぜひ何らかの形で関わるのであれば、ぜひまた広げていければいいと思いますし、制度自体も不自由なところがあれば、どんどん変えていく。その双方向でやっていければいいかなと思っています。

事務局

皆さん、貴重なご意見、本当にありがとうございました。

森口課長

では最後に、委員の皆様へ農村振興課長からお礼の言葉を申し上げます。

皆さん、本当に2年間どうもありがとうございました。

私も皆さんと一緒に2年前にこの農村振興課に来て、一緒に2年間過ごさせていただきました。

特に先ほど委員長からお話がありましたけれども、昨年の現地調査で南相馬市に行ったとき、日帰りで行っていただきましたので、意見交換の時間が十分取れないということで、今年はぜひ1泊2日でじっくり皆さんと意見交換していただこうと思い、企画をさせていただきました。

1泊2日にしたことで、少しは時間が取れたんじゃないかなと思っています。

それから、先ほどうちの事務局からご説明いたしましたように、この第三者委員会につきましては、設置要綱の改正で、名称変更で中身を変えていくのか、それとも一旦廃止して新たな第三者委員会を設置するのか、それについてはまだ決まっておりません。いずれにしても4月1日から法制がスタートするというところでございますので、早急に決めていきたいと思っております。

委員の皆様には、再度お願いする機会がございましたら、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ちなみに私この2年間、皆さんとお話しさせていただきました、ちょっと印象に残った言葉をメモしてまいりました。

進士委員から発言の中では、高齢化が進んでいると。バトンを次世代につなげる取り組みが重要じゃないかというような意見をいただいたり、それから女性の参加率はどうなっているのかというご質問をいただいたという印象がございました。

それから、懸田委員からは、事に触れ、その歴史に学ぶという大切さ、お祭り、伝統、芸能、文化の継承、これらが大切なんだよということを言っていたらと思っております。

田代委員からは、実際にこの事業に取り組まれているお立場から辛口の意見も、それから菊地委員からは、非農家としての町内会活動と比較しての意見をいただいたらと思っております。

それから、佐藤副委員長からは、活動組織のステップアップ、将来を見据えた法人化の提案をいただいたというのが、大変印象に残ってまいりました。

委員長さんからは、地域活性化のご専門でいらっしゃるということで、総合的な判断をいただいたらと思っております。特に先ほどのご挨拶にもありましたように、使い勝手の悪いこの事業であっても、社会実態に合わせて制度自体を変えていく必要があるということで、いろいろな提案をいただきまして、私たちもその提案の中で、国に対して全て要求してきましたが、全てかなったわけではございませんけれども、少しは使い勝手がよくなったのかなと思っております。



事務局

この事業、多面的機能支払事業につきましては、皆さんご存じのように共同活動により地域コミュニティを維持向上させて、ふるさとを支える絆をより強固にさせていただくというメリットがございます。そして、農村地域をみんなで支えていただくということなんだと思います。そのためにも大切なのは地域の皆さんでこの地域をどうするかという話し合いの場を持っていただいて、話し合うのがその第一歩になるのかなと思います。この事業をきっかけに話し合いの機会が増えるということが望ましい姿だと思っております。

県もこれからしっかりとこの事業をピーアールして、皆さんに活用していただくようにしていきたいと思っております。

ただ、各地域で皆さんそれぞれの立場で、今日から強力な応援団ということで、この事業の推進にご支援を賜りたいと考えております。

本当に2年間どうもありがとうございました。(拍手)

予定していた時間を大幅に延びまして、大変申しわけございません。お帰りの際は気をつけてお帰りいただければと思っております。

以上をもちまして、福島県農地・水・環境保全向上対策第三者委員会の第14回委員会を終了させていただきます。

本日はまことにありがとうございました。